

**事業者向け！**

**景品表示法に関する説明会**

大阪府では、景品表示法の内容を事業者の方にご理解いただくため、府内事業者の方々及び団体を対象に説明会を開催します。今回は要望が多かった**ステルスマーケティング告示規制**を中心に説明する予定ですので、広告宣伝担当者やコンプライアンス担当者など、関係のある業務に携わっておられる方はぜひご参加ください。

日時　　　令和７年10月3日（金曜日）　14時00分～16時00分

場所　　　エル・おおさか 南館5階 南ホール

（大阪市中央区北浜東3-14）

※アクセスマップURL：<https://l-osaka.or.jp/access/>

定員 200名（定員を超えた場合は抽選となります。）

講師 公正取引委員会　担当職員

内容 ・　景品表示法の概要、違反事例

・　ステルスマーケティング告示規制

・　その他

 ・　質疑応答（時間の都合上、実施しない場合があります。）

申込方法 大阪府行政オンラインシステムよりお申し込みください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>
※「大阪府行政オンラインシステム」　内　「手続き一覧（事業者向け）」にて、

［キーワード検索］の入力欄に「景品表示法」と入力し、

［検索］ボタンをクリックします。表示された手続きフォームより、お申し込みください。

申込期間　　　令和７年９月19日（金曜日）まで

その他　 (1)　参加申込が200名を超えた場合は抽選となります。

１事業所から複数名で応募いただいた場合は、１事業所につき１名を優先して抽選させていただきます。その上で、定員に余裕がある場合、２人目以降の申込者でさらに抽選し、当選者を確定いたします。

(2)　参加決定については、令和７年９月26日（金曜日）までに、当選者の方へ　　のみ、メールにてお知らせします。

(3)　障がい等により配慮を希望される方は、インターネット申請の所定欄にその旨ご記入ください。

(4)　本説明会では、録音、録画、写真その他これに類する行為は御遠慮ください。

主催 大阪府

問合せ 大阪府消費生活センター事業グループ

電話：06 - 6612 - 7500（直通）

FAX：06 - 6612 - 0090

大阪府では、ＳＤＧｓの推進を図り、ＳＤＧｓ先進都市をめざしています。

本事業は、ＳＤＧｓに掲げる17のゴールのうち、「12 つくる責任つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。

アクセスマップ



こちらからも申し込めます



大阪府消費者教育推進大使

もずやん

